#### 法政大学学術機関リポジトリ

#### HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

関東領国体制形成期における代官頭大久保長 安の地方行政について : 南関東での活動を 中心に

BABA, Kenichi / 馬場, 憲一

(出版者 / Publisher) 法政大学多摩論集編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Hosei University Tama bulletin / 法政大学多摩論集

(巻 / Volume)

29

(開始ページ / Start Page)

93

(終了ページ / End Page)

113

(発行年 / Year)

2013-03

(URL)

https://doi.org/10.15002/00009610

二〇一三年三月 法政大学「多摩論集」第二十九号

# 関東領国体制形成期における

― 南関東での活動を中心に ― 代官頭大久保長安の地方行政について。別期における

場憲

馬

\_\_\_

## 関東領国体制形成期における

# 代官頭大久保長安の地方行政について

南関東での活動を中心に

馬

場

憲

はじめに

当することになり、慶長六年(一六〇一)には石見銀山、同八年には佐渡金山を支配し、この年に従五位下、石見守に 文十四年(一五四五)甲斐武田氏に仕える猿楽師の次男として生まれ、天正十年(一五八二)の武田氏滅亡後は徳川氏の 任じられている。 家臣となり甲斐の民政を担当していた。さらに天正十八年八月徳川氏の関東入国後は代官頭として関東領国の支配を担 江戸幕府創業期の民政と幕府の財政基盤確立に貢献していた代官頭大久保石見守長安 (一五四五~一六一三) は、天

関東(武蔵国多摩郡)における事跡を追いながら徳川氏の関東領国体制形成期に大久保長安が地方行政に果たした役割 る①。そのため小稿ではそれらの研究成果に依拠しつつ、代官頭として活躍した大久保長安の関東領国 果によって、幕府創業期の幕政史上に大久保長安が果たした役割と業績についてほぼその全貌が明らかにされてい ところでこの大久保石見守長安については、日本近世史の泰斗である村上直氏(法政大学名誉教授)の一連の研究成 とりわけ南

についてみていくことにする。

## 大久保長安の幕府成立後の地方行政

とにする。 Ļ 国から中部地方、 大久保長安が支配した幕領は関東、 彼らによって行われていた②。 畿内、 中国地方におよんでおり、 本節では江戸幕府成立後の大久保長安の地方行政の実態について検証していくこ 甲斐、 伊豆、 駿河、 その幕領支配は、 信濃、 美濃、 長安の命を受けた手代代官・下代を現地 越後、 佐渡、 伊勢、 近江、 大和、 石見など東 に配置

を具体的に記しており、 によると、大久保長安が江戸幕府成立後に地方行政に関わっていた地域とそこでの年貢収納等の 大久保長安が病死する四日前の慶長十八年(一六一三) その地方行政の実態を知ることができる。 四月二十一日付けで津藩主藤堂高虎宛に差出された 仕組みや担当者など [覚]

#### それによると、

- 「石見銀山」とその「地方」に関する行政は、「米賣銀」の「勘定」と「江戸 る業務であり、 現地に竹村丹後道清を配置し担当させていた。 将軍様」への「運上」銀の納入に関す
- $(\mathbf{c})$ (b) 「伊豆銀山」は、 「佐渡銀山」については、 が仕事となっており、 産出銀の「勘定」と、「御運上」「地かた」を取り扱い、 現地に田辺十郎左衛門尉と宗岡弥右衛門を配置し担当させていた。 「銀山幷地かた米賣銀」の「勘定」の仕上げと、「江戸 現地に配置した「和田 将軍様」への「運上」 河(恆成) 竹村九郎右 銀の納す 入
- (d) 地に配置されていた「鈴木左馬助・杉田九郎兵衛」(墨巻) 衛門・河合作兵衛」が担当していた。 和州・ 江州・濃州御代官所」については、 年貢の 「勘定」 と 「江 が担当していた。 戸 将軍様御蔵入分」の 「勘定」が仕事 で、 現
- (e) |甲州御蔵入| 地の 「勘定」 については、 現地に配置されていた「平岡々右衛門(道域) 岩波七郎右衛門 尉 が担当して

いた。

(f) |関東御代官所| については、 年々の年貢の「勘定」を行い、 現地に配置されていた「田辺庄右衛門尉・大野八右

に配置して、大久保長安の地方行政が展開されていたことがわかる。 別少之儀もそれ ―〜∽物主を申付、物主手前よりすくに御勘定為レ致候」 という体制のもと各支配領域に担当者を実際 とができる。このように慶長十八年当時の幕府創業期には七つの支配地域で年貢勘定や運上銀納入などが行われ、「惣 以上のように大久保長安が支配していた地域とそこでの仕事と担当者などを通して地方行政の実態を具体的に知るこ g 「木曾谷中」の「地かたとどいくれ」について、その「勘定」は現地に配置した 「代官山 村父子」が担当していた。(土屋樗) 衛門尉」が担当していた

## 一 大久保長安の南関東での事跡と役割

教拠点への対応、 それら金銀山のある地域をはじめとして和泉・近江・美濃・甲斐・関東などの幕領における年貢収納が中心であった。 本節では天正十八年八月、 前節でみたように江戸幕府成立後の創業期においては大久保長安の主な地方行政は石見、 在地支配の様相などについて検証し、関東領国体制形成期の大久保長安の事跡と役割などについてみ 徳川家康の関東入国後における大久保長安の南関東支配の拠点づくりや交通網の創設、 佐渡、 伊豆の金銀山経営と、

## ①地方行政の拠点づくり

ていくことにする

### ①八王子の町立て

天正十八年 (一五九〇) 八月、 徳川家康の関東入国に従って関東に移った大久保長安は、 武蔵国多摩郡八王子町を拠

点に代官頭として地方行政に携わっていくことになる。

武蔵国風土記稿』の「八王子横山十五宿附滝山」の項によると、八王子町設立当初の状況を次のように記してい 新宿ニテ町人等モワツカニ居ヲシメシ始ナレバ。近郷ノ落武者或野武士ノ類多クアツマリ住ケルニゾ。 大久保石見守長安惣奉行トシテ。小門宿ニ住シ。町中ニ番屋ヲカマへ籠獄ヲ置テ非違ヲイマシメケリ。 南関東に位置し大久保長安が地方行政の拠点とした八王子町建設の状況をみていくことにする②。 茲ニ當所 ヤゝモスレ 新編

騒亂ニ及シユへ。

命アリテ関東ノ御代官ヲ多ク此邉ニ居住セシメラレ。長安是ヲ指揮セリ。

あったので、大久保長安は小門宿に住んで町の中に番屋を作り、 (長安) は命令を受けて関東の代官を八王子付近に居住させ指揮下においていたことがわかる。 当時、 小門宿に設けられていた大久保長安陣屋については 八王子町は新たに造られた宿であり、周辺から落武者や野武士などが数多く集住し騒動に至るようなことが 「宿ノ南表ニテ上野原宿金剛院ノ北ニアリ」「陣屋 牢獄を設け法に従わない違法な行為を戒め、 ブ中 央ヨリ西 さらに彼

北ノ三方ニ土手アリ」「段別六段二畝十五歩」(『などとあり、 面積を有してい 三方に土塁を築き敷地は約六二〇〇平方メートルで広大な

また八王子町の町立てについては、元禄年間 (一六九六) に作成された八王子横山十五宿絵図②によって平面的に 理

解することができる(九八~九九頁参照)。

場機能を有し伝馬役を負担する百姓屋敷が設けられていた。 それによると町のほぼ中央に東西に走る甲州街道を通し、 町の中心から少し西南側に寄った位置に土塁と堀に囲まれた大久保長安の小門陣屋があった。 な側面からみていくと、 該絵図には掲載されていないが、 敵の進攻を阻止するため町の東側部分(新町) 八王子町の西側に隣接する千人町でも通過する甲 また百姓屋敷の裏手には大久保長安配下の代官の屋敷を配 その街道沿いの横山宿・八日市宿・八幡宿・八木宿には宿 の甲州街道が鉤の手に折 薡 街 道 さらに 0 西端部 れ曲 がってお 町 分 0 軍事 n

手に曲がっている)、

町の周囲には大久保長安がかつて仕えていた武田信玄の娘松姫尼が開基となって開いた信松院を

はじめ多くの寺院を集中的に配置し、八王子の町が軍事・防衛にも配慮し造られていたことがわかる。

堤」という土手を築造しているが、植田孟縉によって書かれた『武蔵名勝図会稿本』によると次のように記されてい 方、大久保長安は八王子町建設にあたって町の北側を流れる南浅川の水が町内に流れ込むのを防ぐため「石見

号して石見堤と唱ふ の方へ凡長さ十四、五町、 の村々へ課せしめて町囲の長堤を築けり、新地と千人町の堺なる地蔵堂の脇より千人町裏通、馬場地の南附の土手 引移されし後も、洪水、又島之坊宿辺ゟ市中へ流れいんとせしかハ、石見守下知を伝へ由井領、小宮領、日野郷(蟹 天正の初、北条氏八王子城居の頃、小仏川、椚田川出水し、今の散田新地といふ所ハ川瀬にして、夫より今の千 へ続き、宗格院脇より島之坊宿の限りへ出て、本郷村多賀神社のうしろ通より同村田圃の辺迠、上は坤の方より艮 人町通りを流れて本郷村の下より浅川へ流入りける由、其後、八王子城陥し後に、城下町の亡民を今の八王子町へ 敷三間余、高さ七尺許なり、石見守の功を以て築営し、村民水害を避けれハ、土人称

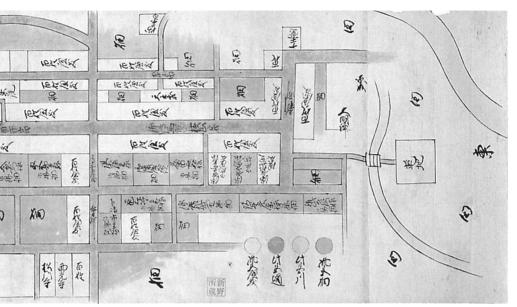
命じ隣接する千人町から本郷村に至る約一・六キロに長い土手を築いている。 このように大久保長安は水害から八王子の町を守るために八王子周辺の由井領、 小宮領、 日野領などの村々に課役を

以上のように、八王子の町立ては大久保長安が深く関わって実施されており、 以後百年余りにわたって八王子町は関

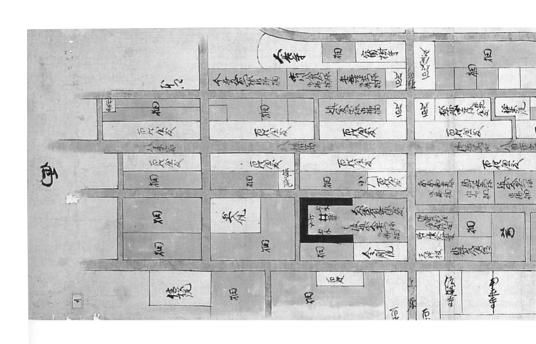
## ②八王子千人同心成立への関わり

東領国支配の拠点となっていた

町という支配の拠点づくりに軍事的側面から一定の役割を果たしていたことが考えられる。ここではその状況をみてい 家臣団の成立に関わることによって八王子町に隣接する地域(→のちの千人町)にその軍事組織の中核を配し、 大久保長安は町立てによって八王子町を地方行政の拠点とする一方、のちに「八王子千人同心」と呼ばれた徳川下級



【八王子横山十五宿絵図】(『特別展 甲州街道を旅する』より転載)



衆」に対して次のような書状が差出されていた⑸ 徳川氏の関東入国後間もない天正十九年正月十九日、 大久保十兵衛(長安)から八王子千人頭の前身である「九人頭

先日望之所を以可レ被レ下候由御意候事

御飛脚ニ預け申候、 仍而知行之場所御縄之上、

各御出仕之所も相定申候事

同心衆御ふち之儀、 先一人ふちつ、五百人『貮百五十俵つ、 原佐へ我等手形を以、 月別ニ相渡候事

棟別之儀者、御縄之上可レ被ニ仰付「由御意被レ成候事

右い づれも念を入申上候條、 正月十九日 可レ安二御心一候、恐々謹言 大 十兵 判

江戸ゟ

九 八人頭衆

は武蔵国多摩郡府中辺りにその八王子千人同心給の手作り分として一〇〇〇石を与えている⑬。 どについて指示しており、この軍事組織全体を統轄していたことがわかる。 在陣し地方行政に関わっていたと考えられる天正十九年七月二十一日には、次のような知行書立を発給し、大久保長安 これによって大久保長安が、のちに八王子千人頭と呼ばれた「九人衆」の知行地割り・出仕する場所・扶持米支給な しかし、 その後、 大久保長安が小門陣屋に

知行書立

三百五十四石七斗九升八合 やふ の郷

百八十三石八斗三升七合 本宿西北通

四百六十壱石三斗六升五合 府中内ニ而

合千石也

右 為 |同心給内||手作之分||相渡候、 重而取」之可」申候也

#### 卯七月廿一日

### 大久保十兵衛

また小人頭が八王子町に隣接する地に拝領屋敷を与えられ移住した文禄二年(一五九三)正月から八ヶ月後の文禄二 十人頭衆

年八月二十一日、大久保長安は伊奈熊蔵(忠次)と連名で次のように小人頭に対し武州の「山根筋中野郷」から上総国 の知行替えを命じ、八王子千人同心の知行割りなどに重要な関わりを持ち、八王子町を軍事面での支配の拠点とするこ

弐百九十六石六斗八升九合 山根筋中野郷替り上総内にて、諸郷村書立 北子安郷

とに大きく関与していたことがわかる⑴。

九十石弐斗五升七合 四十九石九斗三升壱合

郷

高原郷

、三十九石壱斗壱升弐合

五十三石七斗弐升

大寺内

作木郷

右分為三御知行二相渡候、 可レ有 |御所務||者也、 仍如レ件

巳八月廿一日

伊奈熊蔵

大久保十兵衛

甲州

御小人頭衆

安が重要な役割を果たしていたことが次の史料から窺い知ることができる⑵。 さらにこのことは慶長五年(一六○○)九月の関ケ原戦を前にして、同心五○○名を新たに募集する折にも大久保長

五庚子徳川神祖 八王子小門に役館ヲ設ケラレシ大久保石見守長安諸家漂流之浪士可二召出「旨蒙」台命一、宗重長安之吹挙ヲ以慶長 家康公江被二召出一、八王子千本士頭石坂弥次右衛門隊中頭之蒙二名義 |捧禄賜り

きる。 保長安が八王子千人同心の取立てに際して徳川家康の命を受けて在地の有力な人物を推挙していた事実を知ることがで これは甲斐出身で武蔵国多摩郡雨間村に土着していた土豪的農民丸山氏の家譜の一部であるが⒀、この史料から大久

りに民政・軍事両面から重要な関わりをもっていたことがわかる。 いずれにしても大久保長安は八王子千人同心の成立に関与し重要な役割を果たしており、 八王子町の支配の拠点づく

#### ②交通網の創設

それは徳川幕府が編纂した『東照宮徳川実紀』巻八の慶長九年二月四日の条に「諸国街道一里毎に堠塚 大久保長安は江戸幕府の交通制度の確立や整備に重要な役割を果たしていた。

保長安)が関わったとされる甲州街道と青梅街道の開設状況を武蔵国多摩郡の事例からみていくことにする。 する交通制度の確立に大久保長安が重要な役割を担っていたことが記されていることからもわかる。ここでは彼(大久 いふ) を築がしめられ。・・・(中略)・・・大久保長安之を惣督し。]⑷とあり、 江戸幕府創業期に江戸日本橋を基点と

### ①甲州街道の開設

ていたことは知られている(5)。 近世に江戸と下諏訪とを結ぶ主要道路として発展してきた甲州街道の開設に代官頭の大久保長安が重要な関わりをし

三)三月に作成された甲州街道日野宿の成立の様子を書上げた「挨拶目録」によると「一、慶長十年大久保石見守様ゟ隼 人殿・帯刀殿・当主計殿被レ召、 しかし、大久保長安が甲州街道の開設に直接関与したことを示す当時の史料は現存していない。元禄十六年(一七〇 此村を継場に御取立之書附御見せ被」成候」いとあり、 慶長十年 (一六〇五) に大久保

世に一

一里塚と

甲州街道開設に大久保長安が直接関わっていたことを知ることができる。 ことを記した書付を見せている。この史料は日野宿成立から約一○○年後に書上げられたものであるが、これによって 長安が日野本郷(村)の名主を勤めていた佐藤氏など村役人を呼び出し、日野本郷を伝馬・人足の継立場に取り立てる

#### ②青梅街道の開設

近世に江戸と甲州とを武蔵国多摩郡青梅宿経由で結ぶ道路が青梅街道であり、この街道も代官頭大久保長安によって

開設されたと考えられている⑸。そのことを示す史料として次のような古文書がある⒀。 今度江戸御城御作事、御用白土武州上成木村・北小曾木村・山根より取寄候、御急之事ニ候間、其方御代官所三田

領・加治領御領私領道中筋より助馬出ゝ之、無ゝ滞石灰附送候様可ニ申付ニ駄賃口付服忌有ゝ之者、堅出し不ゝ申候

午 十一月 (<sup>慶長+1年)</sup> (中付1)候、以上

大 相模守

本 佐渡字

前書之通可三相心得一者也大久保石見守殿

大石見

上成木村 白土焼

下成木村 白土焼

領・私領・道中筋から助馬を提供し、滞りなく石灰を江戸まで送ることを命じていることがわかる。この史料によって 村・北小曽木村などから取り寄せることになり、火急のことなので大久保長安が支配している三田領・加治領などの幕 大久保長安宛に差し出された連署状である。古文書の内容から江戸城の改修工事に伴ない白壁用の石灰を武州上成木 この古文書は慶長十一年十一月、江戸幕府の年寄衆本多佐渡守正信と同じく年寄衆の大久保相模守忠隣から代官頭の

青梅街道が大久保長安によって開設されたとされている。 ところで青梅街道の開設に伴ない、慶長十六年(一六一一)二月、多摩郡師岡村に土着していた吉野織部之助によっ

八年二月に吉野織部之助は代官頭であった大久保長安配下の代官高室金兵衛昌重に依頼し次のような文書を出してい て青梅街道沿いの西武蔵野の原野に新町村が開村されているが、その新町村開発時には入村者がほとんどいなく、 同十

馬織部之助差図次第可レ出候、若於レ滞可レ為ニ越度 | 者也

此度西武蔵野ニ吉野織部之助致

頭取

一新田取立候間、

二男・三男有レ之者ハ出レ之、

百姓相勤可レ申候、

且井穿人

る <sup>19</sup>。。

高室金兵衛 印

丑二月

黒沢村 谷野村藤橋村

成木村 木ノ下村 黒沢村 谷野村

上師岡村

北小曾木村

西分村村

右村々名主

乗願寺村

年寄

駒木野村 千ヶ瀬村 和田村

畑中村

右同

長渕村

## 下村 二又尾村迄相廻る

#### 右村々名主

#### 年寄

これによって新町村への入村者が各地から集まり新町村の開発が始まることになる。

う事実から、大久保長安が何らかの形で青梅街道の開設に関与していたことを裏付けることができる。 青梅街道開設に伴ない開発されたと考えられる新町村に対し入村者募集に大久保長安配下の代官が関わっていたとい

## ③宗教拠点への対応

## ①高尾山での竹木伐採禁止

条氏照(八王子城主)は寺域を保護してきていた図。

高尾山薬王院(現・東京都八王子市に所在) は古くから山岳信仰の霊場として信仰をあつめ、とりわけ戦国大名の北

徳川氏の関東入国後まもない天正十九年(一五九一)四月二十七日付で、大久保長安は彼の配下の代官・手代宛に次

のような書状を送付している(シュ)。

早々召つれ可以被以参者也、已上、

高尾山八王子近辺に候間、誰人成共みたりニ竹木切取

候ハヽ、自l前々 | 法度之地ニ候間、八王子へめしつれられへ

き者也、

う

卯月廿七日 大 十兵 (花押)

A

— 105 —

護神として信仰されていた。

藤橋庄左衛門との

設楽惣右衛門との

佐 渡との

原

参

この書状は高尾山での竹木伐採の禁止を命じたもので、違反者に対しては八王子の陣屋まで召し連れてくることを命

戦国期の北条時代の政策を踏襲し高尾山という中世以来の宗教拠点に対し従来からの既得権益を認め庇護

②御嶽山の社殿造営

してきていることがわかる。

じたもので、

た。 御嶽 江戸時代は江戸幕府の祈願所となり、 山 (御嶽蔵王権現社。 現・東京都青梅市に所在) は、 朱印地三○石の寄進を受け、 関東における蔵王信仰の中心として人びとの崇拝を受けて 庶民の盗難除けと火難除け、 養蚕・安産の守

付趣意申上候覚」には次のように記されている⑵。 安永七年(一七七八)九月三日付で御嶽山神主金井氏から寺社奉行に差し出された 「御嶽山社頭御造営之次第華富突願

御嶽山社頭御造営之次第幷富突願ニ付趣意申上候覚

一、天正十九年卯十一月

朱印頂戴仕候、 社頭御建立之儀、 慶長拾巳年・同十一午年両年『悉ク御造営被』下置』候、 此節御奉行者大久保

東照宮様三拾石社領御寄附被二成下二、御武運御長久之御祈願所与御判物を以被三成下一候、

以来

御代々様御

によって慶長十年 (一六〇五)、 石見守殿与有レ之候、 奉レ入二 同十一年の二ヶ年にわたって大久保長安を奉行として社殿の造営が行われて、 御上覧 | 候安平御太刀、 此節御奉納二御座候、 (後略)・・

太刀が奉納されていたことがわかる⑶

### ③六所宮の社殿造営

康は六所宮に対して朱印地五○○石を寄進しているが、『新編武蔵国風土記稿』の六所神領の項には次のような記事が 際に戦勝を祈願したり、また源頼朝が妻の安産祈願をするなど由緒ある神社であった。天正十九年 (一五九一) 徳川家 六所宮 (現・大國魂神社で、東京都府中市に所在)は武蔵国の総社で六社を合祀し、源頼義と源義家が奥州に向かう

慶長十五年。宮社及楼門鳥居諸末社。以下倉庫等ニ至ルマテ。造営ヲ加ヘラル。コノ時大久保石見守長安奉行セリ。

散見される②。

これによると、慶長十五年 (一六一〇)、大久保長安が奉行となって六所宮境内の諸殿舎などの造営を行い、

カノ石見守奉納ノ銅燈籠今ニ存セリ。

物造営などにも関わり、 開していたが、大久保長安は彼の支配領域においても宗教的拠点が従来から有する権利を認め、また彼自身、寺社の建 燈籠を奉納していた(25)。 このように徳川氏の在地支配にあたっては地域に影響力をもっていた由緒ある寺社に一定の配慮をし、寺社政策を展 燈籠なども寄進しており、宗教拠点に一定の配慮をしながら地方行政を推進していたことがわ

## ⑷在地支配への関与

かる。

江戸幕府成立以前に大久保長安の南関東における在地支配の様子を窺うことがことができる次のような史料がある⑫。 大久保長安の南関東における在地支配の様相を記した史料は管見のかぎりでは皆無に等しい。そのような中にあって

#### 平井衆書付写

、小宮領之内平井之郷高永百拾六貫五百文之所御座候を、三拾五年先之寅年之四月八日に冷雨ふり百姓退転仕候、小宮領之内平井之郷高永百拾六貫五百文之所御座候を、三拾五年先之寅年之四月八日に冷雨ふり百姓退転仕候 五拾五貫文定納仕候、残六拾壱貫五百文不作仕候付而、大窪石見様へ此由申上候へハ、則為レ此之検見御出

新市を立本宿ニ六さい立申候へハ、小宮領細谷之儀ニ御座候間、(ᆥ) 共申上候分ハ、前々ゟ平井ニ市三さい立来り申候を、寅年百姓退伝之時分伊奈へとられ申候間、此市を被三仰付供 此市如二前々一立申候やうに被二仰付一可乊被乊下候事、 御返し被レ下候ニ付而ハ、不作開可レ申候与我等共申上候へハ、則如ニ前々「御返被レ下候処ニ。午 拾月七日ゟ伊奈」 被レ成、平井之百姓共被「召出」被「仰付」候分ハ、 如乊何様にも才覚致、 平井之市ハ一円立不レ申候に付百姓迷惑仕候間 此荒地開申候へと御達被レ成候間、

尤かのへのさるのとし御改被\成、 (\*) 右御請申上候とて市御返し被」下候ゆへ、 永弐貫八百六拾四文定納申候、 只今ハ永百拾六貫五百文定納仕候、 如二前々一平井之市退伝不」申市二被二仰付 其外町 单 其

寛永拾年酉五月十一日

可

'レ被レ下事、

平井

半兵へ

与三左衛門 次兵へ

一郎左衛門 - 弥五右衛門

利右衛門

庄兵へ

「市日」について訴え出た書付である②。それによると三十五年前の寅年③四 この史料は寛永十五年(一六三三)五月十一日、多摩郡平井郷の百姓八名が代官の高室金兵衛昌重に対し平井村 月八日に冷雨が降りその影響で農作物

高室金兵衛様

不作とそれに伴なう生活の衰退を農民が申し出た折、大久保長安は検見のため自ら平井郷に来村し百姓を召し出し荒地

**—** 108 **—** 

の開発を命じ、市日の返還を裁断していた。

この時期 大久保長安の在地支配の実態については、さらに検討を要する研究課題であると考えるが、この史料からみるかぎり、 当該村落に赴き迅速かつ機動性をもって対応をしていたことがわかる。 大久保長安の在地支配は飢饉に苦しむ農民からの訴えに対しては市日争論などにも関わる出来事であったた

#### おわりに

について、南関東 以上、江戸幕府の代官頭として活躍し、幕府創業期の財政と民政に多大な業績を残した大久保石見守長安の地方行政 (武蔵国多摩郡) での事跡を中心にみてきた。ここではそれらを要約して結びとする。

など幕領の年貢収納が中心であった。 江戸幕府成立後における大久保長安の地方行政は石見・佐渡・伊豆の金銀山経営と和泉・近江・美濃・甲斐・関東

事両面からの機能を有する拠点づくりに重要な役割を果たしていた。 行政の拠点としての八王子の町づくりであった。軍事組織である八王子千人同心の成立に関わり、 しかし、天正十八年八月一日の徳川家康に従って関東に入国した直後の大久保長安の地方行政への関与は、 八王子町の民政・軍 まず地方

ており、この南関東における交通網の整備にも深く関与していた。 南関東に位置する多摩郡をほぼ東西に横切る甲州街道(甲州道中)や青梅街道の開設にも直接・間接的な関わりをし

地支配にあたっては飢饉に遭遇した多摩郡平井郷の事例にみられるように農民の訴えに対し大久保長安自身が自ら現地 ŋ また高尾山・御嶽山・六所宮などの宗教拠点に対しては、従来から有する権利を認め、また寺社の造営などにも関わ 建物の竣工時には燈籠などを寄進し、宗教的旧勢力に一定の配慮を示しながら地方行政を推進していた。さらに在

に赴き、 迅速かつ機動的な対応を図っていた。

南関東を中心に大久保長安が重要な役割を果たしていたことを指摘することができる。 このように大久保長安は代官頭として南関東を拠点に地方行政に携わっており、 徳川氏の関東領国体制形成に向けて

#### 注

- (1)村上直氏の大久保長安に関する論考は計一七編におよび、二〇一三年三月にそれらのうち主要な論考をまとめ 代官頭大久保長安の研究』(仮題)として揺籃社から刊行されることになっている。
- 2 和泉清司『幕府の地域支配と代官』(同成社 二〇〇一年) 一一~一三頁。
- $\widehat{3}$ 和泉清司編著『江戸幕府代官頭文書集成』(文献出版 一九九九年) 八九〇~八九二頁
- (4) 八王子の町立て(=都市計画) について記した当時 (近世初期) の史料は現存していない。その町立ての様子を の協力(長田ら)によって実現されたということができる」(原田伴彦ほか編『日本都市生活史料集成 が行われてきている。ここでは村上直、樋口豊治両氏の「八王子町の建設は、行政的指揮(大久保長安)と地元 記した史料はいずれも近世後期の編纂物である。地元八王子では町立てを担当した人物について戦前から論争 8 宿場

公開討論会「市民フォーラム 未来を語る~歴史から学び、未来を描く~」で、基調講演 町篇』収録史料「横山根元記」の解題)という説に従ってみていくことにする。 の発展」)をされた八王子市市史編集委員会委員長 (近世部会長・東京大学名誉教授) の藤田覚氏が、 なお、八王子の町立てについては、二○一三年一月二十六日に八王子市内のクリエートホールで開催された

(演題「近世八王子

参加した

現在の市街地の八王子自体は、 あのー、 先ほど申しましたように、 あのー、 元八王子から移転させて新たに 市民の発言に関連して以下のように述べている。

造った町でありまして、そのための言わばインフラ整備みたいなことで、あのー、えー、一つは、あのー、治 その千人同心として移すということです。」(発言のまま。ただし□□は聞き取れず不明部分) したが、文禄元年に、あのー、長安の配下として入ってきて、町立てをするとともにですね。現在の千人町に 在の、えー、まあー、元八王子の周辺に移って住まわせている。で、それが、あのー、えー、ここにも書きま たから、みな浪人ですが、まあー、それを徳川家康が、まあー、活用したとなると思いますが、で、当初は現 まあ−、これは旧武田の家臣たちですから、彼らが、まあ−、武田□□、子孫というか、□□がなくなりまし 題ではないんだと、わけることで押さえておくのが良いのではと思います。で、まあー、千人同心。頭、 城下町も同じです。みなそういうこと行われていたし、あって、決して大久保長安の独創性とか、そういう問 実は八王子に限ったことではなく、こう言う造り方、ごく一般的にどこでも行われている、町を造るんですね やったのは、大久保長安とその配下の代官たちが、それがもう間違いないと思います。で、ただし、あのー、 水と交通、ですね。道路。これを設置。で、そして、そこに町を立てて割って町割りにしてくということを しかし、八王子の町立てについては、本稿の本文部分で若干触れているように、当時の八王子に求められて 同心

(5)『新編武蔵国風土記稿』多摩郡 巻之一百一

否定する見解には疑問が残る

えをもって町立てに臨んでいたことは明らかであり、八王子の町立てについて大久保長安の「独創性」を敢えて

いたと考えられる機能を踏まえた町の構造的特徴、さらに大久保長安が徳川氏の五か国領有時代以来、

または武田遺臣であったことなどを加味して考えると、

彼

(長安) なりの創意工夫と考

民政担当の役人を務め、

(6)『新編武蔵国風土記稿』多摩郡 巻之一百一 小門宿の項

(8)『武蔵名勝図会稿本』多磨郡之部第七(7)新野家文書

— 111 —

- <u>10</u>  $\widehat{9}$ 前揭注 『桑都日記続編』 (3) 同書 一三八頁 五〇頁。
- (雄山閣)

頁

- <u>11</u> (12) 丸山雄重家文書 「丸山家系譜 村上直編『八王子千人同心史料』
- (13) 丸山氏の甲斐から武蔵へ移住し、 出版 一九九五年)に詳しいので参照のこと。 雨間村への土着の様子については拙著『近世都市周辺の村落と民衆』 雄山

閣

 $\widehat{14}$ 『新訂増補 国史大系』第三十八巻 一〇四頁。

甲州街道の開設にあたって代官頭大久保長安が果たした役割につい

て概観した近年の論考として東京都教育庁

- $\widehat{16}$ <u>15</u> 『日野市史史料集 『歴史の道調査報告書 近 世 1 第五集 交通編』 甲州道中』(一九九八年刊) 所収の「甲州道中の概要」(村上直氏執筆) 一八頁 がある。
- $\widehat{17}$ 近年の論考として東京都教育庁編 の概要」(村上直氏執筆)がある。 『歴史の道調査報告書 第二集 青梅街道』(一九九五年刊) 所収の一 「青梅街道
- <u>18</u> <u>19</u> 吉野家文書「仁君開村記」。 「朝野旧聞裒藁 東照宮御事蹟』第十三巻 (汲古書院) 五五頁。
- (21)『高尾山薬王院文書』第一巻 二九五頁

(20) 『高尾山薬王院文書』 第一巻の

「解説」の「一、

戦国期関係」

(村上直氏執筆) に詳しい。

- (22)『武州御嶽山文書』第二巻 三五九頁
- 23 この時期の造営は大久保長安の配下にあった代官大野善八郎と同鈴木孫右衛門が関わり、 州 請御奉行」には、 御嶽山文書』第二巻 大久保長安と三田家旧臣の野口刑部少輔が当たり、 八二~八三頁、 一三頁。 また武州御嶽神社には釣燈籠 実務は野口刑部少輔が担当していた(『武 基 (青梅市有形文化財) が 「造栄之奉行」「御普

十一月吉日」とあり、大久保長安によって御嶽山の社殿造営が行われていたことを当時の「モノ」史料を通して 現存しているが、その火袋に彫られた文字は「大久保石見守敬白」「奉寄進武州三竹蔵王権現」「慶長十一年丙午

理解することができる。

(24)『新編武蔵国風土記稿』多摩郡 巻之九十二

(25) またまた大久保長安が死去する十五日前の慶長十八年四月十日、長安の手代大野八右衛門父子は六所宮に刀剣 を奉納し、良好な関係づくりに努めていた。

(26) 石川尚志所蔵文書。

(27) 高室金兵衛昌重は、既述したように青梅街道開設に伴ない開発されたと考えられる西武蔵野の新町村開村時に 周辺農民に入村を命じるなど、大久保長安存命中には長安配下の代官として活動していたと考えられる。

(28)「三拾五年先之寅年」は慶長三年 (一五九八) に当たり戌年である。その年の前後で 「寅年」 は慶長七年である。

[付記]

与えてくださった大田市教育委員会の関係者各位に対し、記してお礼を申し上げる。 講演 「大久保長安の業績と歴史的な役割 ― 各地に残る足跡から ―」 の一部をまとめたものである。講演の機会を 本稿は島根県大田市教育委員会主催「石見銀山世界遺産センター公開講座」(二〇一二年九月二十九日開催)での